

鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事に係る入札について低入札価格調査制度を導入するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、以下の例による。

- (1) 「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行う調査をいう。
- (2) 「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行うための基準となる価格をいう。
- (3) 「失格基準」とは、当該基準に該当する入札者を失格とするための基準をいう。
- (4) 「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る価格での入札をいう。
- (5) 「低価格入札者」とは、低価格入札を行った者をいう。
- (6) 「土木工事」とは、主たる部分の積算を（8）のアからオまでの基準に基づき積算を行う工事をいう。
- (7) 「建築工事」とは、主たる部分の積算を（8）のカの基準に基づき積算を行う工事をいう。
- (8) その他用語の定義は、原則として次の規程に定めるものをいう。
 - ア 土木工事標準積算基準書（鳥取県県土整備部）
 - イ 治山林道必携（積算・施工編）
 - ウ 土地改良工事積算基準
 - エ 港湾請負工事積算基準
 - オ 漁港漁場関係工事積算基準
 - カ 鳥取県公共建築工事積算基準（鳥取県総務部）
- (9) 「直接工事費」とは、工事目的物を造るために直接投入されたことが把握できる材料費、労務費、直接経費等の経費をいう。
- (10) 「共通仮設費」とは、工事目的物の施工に当たって使用される直接工事費以外の運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費等すべての経費をいう。
- (11) 「現場管理費」とは、直接工事費及び共通仮設費に係る経費以外の経費であって、現場の安全訓練等に要する費用、現場の事務用品費、現場の通信交通費等現場管理に要する経費をいう。
- (12) 「一般管理費等」とは、役員報酬、本支店の事務用品費、本支店の通信交通費等企业の事業の継続に必要な経費をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要領は、次の表の左欄に掲げる発注工種に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる請負対象設計金額の建設工事（以下「適用対象工事」という。）に適用する。

発注工種	請負対象設計金額
建築一般	4億円以上
建築一般以外の発注工種	2億円以上

2 前項の規定にかかわらず、各発注機関が設置する資格審査委員会が承認したときは、この要領を適用対象工事に適用せず、又は適用対象工事以外の建設工事に適用することができる。

(調査基準価格及び失格基準の決定)

第4条 鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領（平成19年8月15日第200700071998号鳥取県県土整備部長通知）に規定する低入基準価格と同様の方法により算出された価格を調査基準価格とする。

2 失格基準は、第3項及び第4項により定めるものとする。

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額以上の建設工事には適用しない。

3 土木工事の失格基準は、次の項目に定める方法により算出するものとする。

(1) 次の表の第1欄から第4欄までに掲げる額の合算額を算出する。

直接工事費 (A)	共通仮設費 (B)	現場管理費 (C)	一般管理費 (D)
直接工事費× 0.95	共通仮設費× 0.90	現場管理費× 0.70×補正係数 α	一般管理費× 0.45

[補正係数 α]= $1.00 - 0.9/10,000,000,000 \times$ 入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税を除いたものをいう。以下同じ。）

(2) 入札書比較価格に10分の8.8を乗じた額を算出する。

(3) (1)、(2)により算出された額からそれぞれ十万円未満を切り捨てる。

(4) (3)により端数処理した額にそれぞれ100分の108を乗じる。

(5) (4)により算出された小さい方の額を下回った場合は失格とする。

(6) 前5号の規定により失格基準の算出が困難であると発注機関が認めた場合は、これらの規定にかかわらず、他の計算方法により失格基準を定めることができる。

4 建築工事の失格基準は別に定める方法により算出するものとする。

(最低制限価格の適用除外)

第5条 知事は、適用対象工事に係る競争入札について鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第31条に規定する最低制限価格を設けないものとする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 適用対象工事に係る調達公告（建設工事の発注を調達公告により行う際に共通事項をあらかじめ定めたものを含む。）には次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

(1) 低入札価格調査制度の対象工事であること。

(2) 低価格入札者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(3) 低価格入札者は、事後の事情聴取及び調査に協力すべきこと。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、低価格入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して落札決定の保留を宣言するとともに、低入札価格調査に入ることを告げて入札を終了するものとする。

(失格基準)

第8条 入札執行者は、低価格入札が行われた場合には、低価格入札者が失格基準に該当するか否かを確認し、失格基準に該当した入札者に対し、失格基準に該当したことを通知するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第9条 発注機関の長は、工事所掌課長等に対し、低価格入札者のうち第4条第2項に定める失格基準に該当した者を除いた者を対象とした低入札価格調査の開始を直ちに指示するものとする。

2 工事所掌課長等は、低価格入札者のうち最低の価格で入札した者から鳥取県県土整備部工事費内訳書徴収要領（平成14年5月22日付管第472号鳥取県県土整備部長通知）又は鳥取県総務部工事費内訳書徴収要領（平成22年6月11日付管第20100044249号鳥取県総務部長通知）に基づく工事費内訳書について設計金額の内訳と比較し、著しく価格に差のあるものについて、関係書類の提出を求めるとともに、次の項目に留意しながらその理由を明らかにするものとする。

ただし、低価格入札者のうち最低の価格で入札を行った者の入札価格に近接した価格での応札者が存在する場合には、当該近接した価格で入札したものを含めた複数の者に対し、手続を行うことができるものとする。

- (1) 契約対象工事付近における手持建設工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること）
- (2) 契約対象工事に関連する手持建設工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること）
- (3) その他の手持建設工事
- (4) 契約対象の工事箇所と入札者の事業所、倉庫との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 経営内容
- (10) その他建設工事の特殊性等により必要と認められる事項

3 工事所掌課長等は、前項の調査を行ったのち、必要に応じ適宜当該低価格入札者に対して、次の内容を調査するものとする。

- (1) 経営状況
取引金融機関及び保証会社等へ照会
- (2) 信用状況
建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況
- (3) 過去2年間に発注した建設工事のうち、当該低価格入札者が施工した建設工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況
- (4) その他必要な事項

4 工事所掌課長等は、前2項の調査を終了したときは、低入札価格調査表（別記様式）に工事費内訳書を添えて発注機関の長に報告するものとする。

（委員会の審議）

第10条 発注機関の長は、前条第4項の報告を受けたときは、直ちに委員会を開催し、前条第2項の調査を行った低価格入札者の当該入札価格によって設計図書の内容に適合した履行がなされるか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當でないかを審議し、当該低価格入札者と契約することの適否を決定する。

（落札者の決定等）

第11条 入札執行者は、前条の規定により委員会が契約することを適当と認める決定をした者に対しては、その旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。

2 入札執行者は、前条の規定により委員会が調査を行った低価格入札者との契約を不適當である旨の決定をしたときは、次の各号に定める方法により手続を進める。

- (1) 他に低価格入札者がいる場合

前条の規定により不適当とされた者を除く低価格入札者のうち最低の価格で入札した者に対して第9条及び第10条の規定による手続を行う。

(2) 他に低価格入札者がいない場合

前条の規定により不適当とされた者を除く入札者で予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者（ただし、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領（平成25年4月3日付第201200196355号鳥取県県土整備部長通知）又は鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領（平成25年4月3日付第201200205027号鳥取県総務部長通知）により落札者を決定する場合は評価点数が最も高い者とする。）を落札者とする。

この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

(入札結果の公表)

第12条 低入札価格調査を実施した建設工事に係る入札結果の公表に際しては、第9条第4項に規定する低入札価格調査表（別記様式）の写しを発注機関において閲覧に供するものとする。

(監督体制の強化等)

第13条 適用対象工事の請負者が低価格入札者であった場合は、工事所掌課長又は当該工事の施工を監理する事務所の長は次の措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の内容聴取

施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、請負者の支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。

(2) 施工計画書の内容聴取

施工計画書の提出に際し、必要に応じて、請負者の支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督職員に対し、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するにあたっては立会することを原則として入念に行わせるものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行わせるものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取させる。

(4) 労働安全部局との連携

安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

附 則

この要領は、平成9年12月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年6月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年11月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年6月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年7月14日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成19年8月28日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成20年8月6日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年7月10日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

低入札価格調査表（その1）

No. 1

工 事 名	
工 事 場 所	地 内
予 定 価 格	円
調 査 基 準 価 格	円
入 札 価 格	円（対予定価格 %）
調 査 年 月 日	
調 査 対 象 業 者 名	
調 査 に 応 じ た 者 の 職 氏 名	
調 査 を 実 施 し た 者 の 職 氏 名	
工 事 概 要	
調査項目(1)	<p>①契約対象工事付近における手持ち建設工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること）</p> <p>②契約対象工事に関連する手持ち建設工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること）</p> <p>③その他の手持ち建設工事</p> <p>④契約対象の工事箇所と入札者の事業所、倉庫との関連（地理的条件）</p>

調査項目(2)	<p>⑤手持資材の状況</p> <p>⑥資材購入先及び購入先と入札者との関係</p> <p>⑦手持機械数の状況</p> <p>⑧労務者の具体的供給見通し</p> <p>⑨経営内容</p> <p>⑩その他建設工事の特殊性等により必要と認められる事項</p> <p>①経営状況（取引金融機関及び保証会社等への照会）</p> <p>②信用状況 建設業法違反の有無 貸金不払の状況 下請代金の支払遅延状況</p>
---------	--

③工事成績等

④その他必要な事項

総合評価	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がされると認める。<input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める。 理 由：
------	--